

報 告 書

日本環境法律家連盟 御中

JELF 審査委員会は「公益社団法人 アジア協会アジア友の会（以下「アジア協会」という）」について調査し、当該団体が高い公共性を持ち、「寄付、遺贈対象団体」の適格を持つと判断したので報告する。

2016年6月20日

JELF 適格審査委員会委員長
弁護士 籠 橋 隆



【委員会の構成】

弁護士 籠橋 隆明
弁護士 池田 直樹
弁護士 島 昭宏
弁護士 寺田 伸子
弁護士 吉田 理人
弁護士 小島 寛司

【アジア協会 調査担当弁護士】

弁護士 福光 真紀
弁護士 喜多 啓公
弁護士 平林 佳江子

第1 調査の目的と審査の基準

1 調査の目的

環境保護団体は日本や世界の環境を保全し、未来世代に良好な環境を残していく上で重要な役割を担っている。環境保護団体は市民に支えられ経営が維持されているが、日本では寄付文化が必ずしも根付いているとは言えない。また、一般市民のみなさんも寄付という社会貢献があることに気付かないままでいることも少なくない。そこで、JELF では寄付に値する環境保護団体を推薦することで寄付を促進するプロジェクトを実施している。弁護士という専門家の立場から環境保護団体を審査し、安心して遺贈や寄付ができる団体であるか否かを判断するものである。なお、今回の審査は第一次的なものであり、今後、継続して審査を実施し、必要に応じて報告内容を充実させていく予定である。

2 推薦の基準

審査の基準は次の通りである。大きくはガバナンスに関わる評価と事業の社会的意義に対する評価とに分けて検討された。

組織が作った定款通り運営されているかは当然の前提となる。また、情報が組織の内外に適切に公開されているかについても重要な審査基準である。

環境保護団体の場合、組織のあり方は当該団体がどのような分野でどのように保護活動を続けていくかが検討され、それにあった組織が形成されている。従って、一般的には社団、財団と分かれるものの具体的あり方は多様であると言ってよい。しかしながら、団体として社会に対して責任を持ち、持続的に社会貢献を果たしていくためには組織としての統治機構や財務体制が整備され、構成員の変動にかかわらず団体として活動が維持される必要がある。

たとえば、環境保護団体では個人の活動への依存が過度に進み、個人の健康や財産に団体の存続が依存するということがしばしば見受けられる。このような団体である場合には団体としての持続性に問題があるため改善を要することになる。全国的な組織の場合、本部と地域単位との関係が良好である必要がある上、この場合、ガバナンスと言っても会社などのように統制がとれた上下関係があるとは限らない。むしろ、本部は地域組織に奉仕する関係にあるとの場合があり、そのような組織固有の課題から判断して健全で持続的な関係が築けているかがガバナンスの重要課題となる。また、全国組織ともなると組織維持に費用がかかるため安定した財源を得る仕組みが必要となる。

事業の社会的意義に対する評価については必ずしも客観的基準がある訳ではない。環境保護団体の場合、目指すべき理念に向かって最適な活動が行われるのであるが、会員数の数は組織の持っている社会的支持を表示するものとして重要となる。また、マスメディアに対する露出度についても社会的影響力を持つ点で重要である。しかし、一方で必ずしも多数に支持されなくとも学術的には重要な価値を持つ場合や社会としては放置されてはならない領域で成果を着実に上げている例もある。後者の場合は評価が難しいところであるが、JELFでは環境問題に取り組む法律家の視点から地球環境に資するか、持続社会形成に資するか、あるいは「個人の尊厳」すなわち「人の幸福」に資するものであるかといった視点からも評価した。

今回のプロジェクトは未来世代のために資産を活用してもらおうというものであるため、当該社会的成果がこれまで持続的に生み出され、将来にわたっても持続的に生み出されて行くであろうということが審査された。特定の成果が一時的に社会的に注目されたというのみでは問うプロジェクトの視点からすれば不十分である。社会的な注目はなくとも長期にわたって実施され、かつ、支持する人々の変動にもかかわらず事業として持続し、成果を安定して上げ続けていることが必要である。

この場合の成果とは当該団体の目標に照らして必要とされる成果である。一定水準を持つ機関誌が定期的に発行されているか、会員、関係者が現場において持続的な活動をしているか、研究者との連携が図られているか、セミナーなど社会教育の実践が持続的に行われているか、会員及び関係者からなど感謝の手紙があるかなどといった諸要素を総合的に考慮されて判断されていく。当該団体が自己の組織の成果をはかる基準を持ち、かつその基準が検証されているか、基準と成果との関係について不斷に検討されているかといった組織のあり方も成果があるか、今後も生み出すかを検討する重要な課題であることは言うまでもない。

[ガバナンス・コンプライアンス評価の仕組み]

- (1) ガバナンス・コンプライアンスチェックリストによるチェック
- (2) 監査および会計に関する聞き取り（ただし財務調査までは行わない）
- (3) 課題があれば指摘したうえで、総合評価

[社会的意義と事業の持続可能性の評価の観点]

- (1) 団体の目的に沿った公益的なミッションが具体化されているか？
- (2) 具体的な事業計画があるか（年次および中長期）
- (3) 事業計画の実行を裏付ける予算、人的体制および自律性があるか？
- (4) 事業の評価やフィードバックの仕組みがあるか？
- (5) 情報の公開・発信と市民からの支持・参加の広がりがあるか？
- (6) これまでの実績と今後も実績を残していくか？

第2 審査の過程及び資料など

1 調査実施の状況

以上の視点から調査担当弁護士は、事前に事業実績報告書、事業計画書、財務諸表、活動にかかる各種報告書、機関誌、活動レポート、ウェブサイトなどを閲覧した上で、2016年6月14日、アジア協会本部（大阪市西区江戸堀1-2-14肥後橋官報ビル5階）にうかがい、常務理事富松英二氏、事務局長補佐田中壽美子氏、佐藤眞子氏と面談し、関係書類の確認と聞き取り調査などを行った。

2 アジア協会の沿革

(1) アジア協会の沿革

アジア協会の沿革は次の通りである（詳細について別表参照）。

1972年 創始者（現専務理事兼事務局長）である村上公彦によって公益社団法人アジア協会アジア友の会の前身「エポスクラブ」結成。インドに安全な水を提供する運動を開始した。

1979年 井戸を贈る運動として「アジア協会アジア友の会」を発足。

1988年 社団法人化（初代会長柴谷貞雄）

2012年4月 公益法人制度改革に伴い、国の審査を受けた結果、公益性が認定され、公益社団法人となっている。

(2) アジア協会と環境保護事業について

アジア協会は、アジアの開発途上地域において人間として最低限度の衣食住や教育、生活環境が確保できない人々への支援を通して自立へのきっかけ作りを行うこと、及び国際社会に必要なボランティア活動の育成と推進をその基本課題（Mission）としており、環境保護事業のみに特化した団体ではない。

しかし、アジア協会では、アジア地域における持続可能な社会の形成に寄与するためには環境問題に取り組むことが必要不可欠であるとの信念から、安全な飲料水の供給を目指す井戸建設支援事業・貧困層の子供たちの生活向上を目指した各種支

援事業等を基盤事業としながら、アジア各地域において植林・水源涵養林養育支援、市民による環境保全活動（グリーンスカウト運動）、再生可能エネルギー資源活用支援事業等の環境事業にも積極的に取り組んでいる（別紙参照）。

3 組織の概要

アジア協会は公益社団法人である。

社員総会によって組織運営の重要事項の決定がなされ、役員（理事、監事）が業務を執行する。役員のうち、会長及び理事長が組織を代表する。公益社団法人アジア協会アジア友の会では、定款上「理事会」が設置され、活動報告、活動計画が決定されている。このほか、組織運営の妥当性を審査する「監事」が設けられている。理事をメンバーとする各公益目的事業や法人管理部門からなる計5つの常置委員会が設置されている。また、法定の組織ではなく任意の組織である評議員で組織する評議員会や地区世話人会が、理事会から協力要請のあった事項の実施や諮問事項の審議を行ったり、自主的な活動を行なっている。

理事会のもと事務局が組織され、事務局長が統括している。

組織の財源は、主に会費と寄付・募金、助成金である。全国各地に会員が存在し、約2,054名（2016年3月31日現在）である。

第3 法務・ガバナンス関係についての審査の結果

1 活動目的

（1）定款4条に目的が記載されている。

「この法人は、アジアをはじめとする開発途上国ないし開発途上地域（以下「途上国等」という。）の人々の自立に必要な支援事業などを行い、支援に関する国際協力の推進を図り、本邦を含めた災害等による罹災者に対する必要な援助を行うことにより、本邦及び途上国等の生活環境及び福祉の向上に寄与し、もって貧困なき社会の実現に資することを目的とする。」

当該目的は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律2条4号別表「三 災害による被災者の支援を目的とする事業、七 青少年の健全な育成を目的とする事業、十四 その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業及び十六 支給環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業」に該当する。

（2）前記アジア協会設立の経緯からも、アジアにおける開発途上国において安全な水を供給する活動を進める団体であることが分かる。公益社団法人アジア協会アジア友の会の聞き取りの結果からも、安全な水の提供をテーマに、安全な水を育むための植林など目的達成のための公益事業が発展している。現在は、I開発支援事業、II国際交流事業、III災害・紛争の罹災者に対する生活支援事業、IV普及啓発事業を行っている。

また、公益認定を受けた後、新たな公益目的事業や収益事業は行っていない。

同団体の目的は、アジアをはじめとする開発途上国や災害罹災地への支援活動が主であり、高い公共性・公益性を有するものであると評価できる。

2 組織と機関運営

(1) 公益社団法人という法形式

アジア協会においては、こうした目的を実現するために、「社団」という法形式を選択している。「社団」は特定の目的実現するために集まった集団に法人格が与えられた団体である。社団法人は、構成員の総意の変遷と共に団体の性格も変遷し得る。

本協会が、水をテーマに、目的が広がっていく点からは、「社団」という法形式は妥当であると言える。

また、本協会の会員は2016年3月31日現在で、社員資格を有する正会員が237名、社員資格を有さない賛助会員が1,817名である。

社員総会への出席は、過半数を超えての出席が見込める状態は続いている、社団法人という法形式は妥当であるといえる。

(2) 理事

理事は、社員総会の決議によって選任される（22条1項）。

理事20名以上40名以内とされている（21条1項（1））が、調査時点においては、29名である。

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとしている。

実際の理事の再任状況としては、23名が再任している（2016年6月11日第5回社員総会）。

理事は、会長、理事長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事、理事というように、各理事の職務権限の分担は明確になっている。

(3) 理事会

理事会は、全ての理事から構成され、業務の執行の決定に参画する（32条2項、33条）。

2015年度において理事会は、計4回、5月、9月、12月、3月に開催されている。

常任理事会は、計4回、4月、7月、11月、2月に開催されている。

議決を取る理事会は年2回行われ、運営の協議をする理事会は年8回から10回ほど開催されている。

理事会は法律上代理出席、書面表決はできないところ、議事録によれば、毎回16名以上の理事が出席し、監事の出席（法人法101条）も認められる。議決内容が具体的に示された上で過半数により決議されている。また、個別議案ごとに決議され、一括決議はされていない。議案に対する理事の意見が付されているなど、実質的な議論がなされ適切に理事会が運営されていることが判明した（理事会議事録）。

アジア協会のような大きな組織においては、代表理事がその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている等の場合には、解職権限を適切に行使するなど、代表理事を監督する機能が重要である一方で、理事会が法人運営の内実を十分把握できず、理事会自体が形骸化することが考え得るが、アジア協会においては、形骸化を避けるため、公益目的事業ごとや法人管理部門に理事や専門家、あるいは会員（社員あ

るいは賛助会員など）で構成される常置委員会を設けるなどといった工夫により、理事会が実質的に運営問題に関わっている実態を保っていると評価できる。

(4) 会長及び理事長

会長及び理事長は、法人を代表し、その業務を執行する（23条2項、3項）。

理事会は、その決議によって、会長、理事長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事を選定する（22条2項）。

調査時の組織としては、会長（1名。大阪国際フォーラム会長）、理事長（1名。（株）かんぽう取締役会長）、副会長2名、専務理事兼事務局長1名、常務理事1名、常任理事10名選定されており、法令の規程及び定款の規定が遵守されていた。

また問題となるような法人と理事との利益相反は見当たらなかった。

(5) 事務局

事務局には、事務局長及び所要の職員を置くこととされており（51条2項）、事務局長及び職員は、会長が、理事会の承認を得て任免することとされている（同3項）。

正社員8名とスタッフ3名を中心に事務や活動を行なっている。

(6) 監事

監事は業務が適正に執行されているか監督するものであり、監査報告等を作成する（定款24条1項）。監事は、この法人の業務及び財産の状況の調査をることができる（同条2項）。監事は、理事会に出席し、必要があると認めるとときは、意見を述べること定められている（同条2項）。

2015年度は、監事2名、理事会の出席も確認できた。

また、会計監査人として、公認会計士山本宏昭氏が常置委員会である総務委員会のメンバーを構成して日常的（原則として月1回）に会計に関与しているうえ、最終的に監査報告書を作成していることが確認できた。監事および会計監査人による適正な調査が行われているものと判断した。

(7) 名誉会長・顧問

アジア協会においては、名誉会長及び顧問を5名以内を置くことができるとされている（定款30条1項）。

名誉会長・顧問は無報酬である。名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる（31条）。

調査時点において、名誉会長及び顧問は以前、選任されていたが、死亡に伴い新たに選任されていないことから、現在は不在である。

(8) 役員報酬

理事及び監事の役員報酬については、全員無報酬である（定款27条1項、役員の報酬等に関する規程第4条）。

本協会の収入は、会費及び寄付金、補助金で賄われており、役員報酬が無報酬であることは妥当である。また、法人と雇用関係のある理事については、給与規定に基づき給与が支払われているところ、労務との対価性が認められ、問題はない。

(9) 財産関係について

特に問題点は見当たらない。

3 届出関係

アジア協会においては各種法令に基づく届出関係についての担当者がおり、問題無く行われていることが確認された。

4 情報管理

プライバシーポリシーとして、個人情報の管理規定を置き（55条）、個人情報については、個人情報保護の仕組みを構築し、全従業員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進している。

5 情報開示

（1）本協会にとって情報開示は次の点で重要な意味を持っていると考えられる。

- ① 会員との連携の確保
- ② 会費、寄付に対する成果を明らかにする。
- ③ 公益的団体としての透明性を確保し、会運営の適正さを担保し、社会からの信頼を得る。
- ④ 会費、寄付に対する成果を関係者に明らかにすると共に、その成果を社会的に還元し公益目的を実現する。
- ⑤ 会の活動を宣伝し社会的な認知を高める。

（2）アジア協会における情報開示

情報開示に関する規程を置いている（54条）。

定款、規則、社員・理事名簿、社員総会、理事会の議事録等については、事務所に備え置かれており（法人法28条2項）、閲覧ができる体制が整っていることが確認された。しかも閲覧用の名簿については住所等の個人情報を除外しており、個人情報保護の配慮がなされている。

非常にホームページが充実しており、会計書類の他、役員報酬規程等も開示され、活動が公益目的毎の事業について報告がなされている。このような充実した活動内容の報告は、本協会の事業が、会費や寄付金などでまかなわれているため、必要な支援事業に資金が投入されているのかなどを確認することができることは重要である。今後もより一層充実した活動内容の報告を期待する。

第4 財務・会計・労務関係についての審査結果

1 財務・会計問題について

各種会計関係の閲覧及び聴取の結果、事業年度ごとに財務諸表（貸借対照表及び正味財産増減計算書（内訳表含む））及び附属明細書、並びに財産目録（以下「財務諸表等」という）について、公認会計士による監査が行われていることが確認された。

平成27年度の財務諸表等は、公認会計士山本宏昭氏により、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、アジア協会の当該財務諸表

等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の意見が付されている。

以上から、財務・会計のガバナンス（本調査は帳簿や帳票を含めた会計監査の内容にまでは踏み込んでいない）については問題ないと判断した。

2 労務関係について

聴取の結果、職員との間では、雇用契約が締結され、雇用契約書ないし労働条件通知書が交付されていること、また、就業規則及び退職金規定が整備されていることが把握された。

常勤の職員については、労働保険への加入手続きはされている。また職員以外のイベント等の際に参加するボランティアの方にはボランティア保険への加入手続きがされている。

職員の労働時間は、タイムカードにより時間管理がなされていた。

職員以外の補充的労働力として、有償ボランティアと無償のボランティアの協力を得ていることが判明した。有償ボランティアと無償ボランティアの区別は、当該ボランティアとの個別の交渉の結果、合意で決定することとなっている。規則などで、職務内容や責任の大小により有償か否かの区別をすることが今後の課題となっている。もつとも、アジア協会のボランティアをしている人の大半は、同会の会員であって、活動に対して意欲を持って参加している方々であり、条件については事前に個別に話をするために、有償又は無償の区分に関して紛争が生じる可能性は極めて低いものと思われる。ただ、労務の提供については、労基法や最低賃金法の脱法との疑義を生まないためには、①本人の自由な意思に基づくものであり、雇用関係ではなく、雇用関係法による法的保護がないことの確認（書面化）、②原則として会員（あるいはインターンや専門家としてのプロボノ活動）に対象を限定して、会員活動または研修活動や社会貢献活動と明確に位置付けること、③実態として作業指示を越えるような強制力を伴う指揮命令を行わないこと、④有償の場合は有償ボランティアへの謝礼として社会的に相当な金額であること、が必要である。

雇用契約書や労働条件通知書においては、法定休日として、日曜日は休日となっている。アジア協会アジア友の会においては、一般の方向けのイベントを開催するが多く、これが日曜日の開催となることも多々あるが、その際には、原則として平日に代休を探ることで対応している。

職員の労働時間については、10時～19時と決められている。しかし19時からの会議等や期日の迫ったプロジェクトへの対応などに追われることもあるようである。労働時間制に関しては、その削減や専門職への裁量労働制の採否を含めて検討することが今後の課題となっている。

以上のとおり、アジア協会の幅広い諸活動は、法人予算に常時余裕がない中、協会の公益目的に共感する使命感の高い職員の献身的な労務によって支えられており、NGO一般に共通する財務・労務面での改善すべき課題が残っている。

第5 事業に伴う規制へのコンプライアンスや損害賠償問題

1 資金の使途について

既に述べた通り、アジア協会では、様々な事業活動を行っている。その活動はアジア各国での井戸の設置・学校建設等、海外に資金を送る必要があるが、基本的には海外提携団体（A F S ネットワーク・18カ国 67団体）の銀行口座に海外送金を行って資金を援助している。ただし、金額の多寡や現地の金融機関の状況、災害支援など緊急性などの現地側の諸事情に応じて現金による援助を行う場合もあるが、その場合には領収書を徴収している。

アジア協会と海外提携団体（カウンターパートナー）は、長期的にわたる交流実績があるため、人的関係のつながりが強く、双方が目的を同じくし、強い信頼関係が構築されている。海外での多くのプロジェクトにおいては、海外提携団体から事前に予算等も含めて援助の依頼を受け、アジア協会内部で援助の当否を吟味して決定している。

海外プロジェクトに対する監視やチェックについては、アジア協会職員、理事、会員等が、隨時、現地を訪れるなどして支援の状況を視察している。また、プロジェクトの全額負担を協会が約束するのではなく、現地側の自助努力によるプロジェクトの実施を前提としている。これにより、概ね、井戸の建設状況・植林の状況・子どもたちの成育状況等を見て、事業の実施が適切になされていることを担保しているものと思われる。

ただし、日本国内で助成金を受ける場合に、助成元が助成先に求める場合のような現地プロジェクトの使途の明細やその裏付け資料の交付までは求めていないとのことである。これについては現地の特有の実情（たとえば井戸建設において話を通すために地域対策費が必要となる場合など）があることや、現地の文化習慣にも配慮したうえで各団体との信頼関係を重視することが協力関係を円滑に構築・維持できることなどの理由がある。それらの実情も踏まえたうえで、より現地側の透明性を高める援助の在り方が実施可能であるかどうかを検討していくことが課題である。

2 その他

アジア協会では、海外及び国内におけるワークキャンプ活動を積極的に行っているが、適宜旅行会社と提携する等、旅行業法上の問題は特になかった。今後も、法令順守・安全管理を適切に行い、体験型スタディツアーや実習等を実施する予定である。

第6 活動実績と事業の持続性

アジア協会は、井戸・飲料水の供給に始まり、その他数多くの種類の事業を手掛けている。会員は皆「文化の多様性を尊重し、誰もが生れてきて良かったと思える地球社会の創造をめざし、以って各自の命（いのち）の価値を高める。」という基本理念に基づき、献身的に会の活動に参加している。また、海外提携団体との結びつきも深い信頼関係でつながっており、非常に真摯かつ実直な活動を遂行することができている。このように会に対する社会の信頼度も高く、2015年度に関係各方面から寄せら

れた会費収入は 19,508,000 円、募金・寄付金収入は 148,215,683 円にのぼった。また、昨年度中には、アジア 7 カ国（インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、フィリピン）の農村地域 34ヶ所に飲料水のための 井戸及び水パイプライン 65 基を完成させ、アジア 5 ケ国（インド、カンボジア、ネパール、バングラデシュ、フィリピン）の子ども 423 名の教育支援を主たる事業として行っている。環境事業としては、フィリピン（10,050 本）、ネパール（850 本）において合計 10,900 本の植林を実施した。

上記のような海外支援事業の持続可能性については、計画段階、支援決定段階での事業評価は十分にチェックされる仕組みがあるが、事業継続中の中期的、長期的な事業の持続性評価（いつまで、どのような支援を続けるのか、現地のカウンターパートの自立をいつどのようにして求めていくのか）については、現在も模索中であることがうかがわれる（「教育・医療・・「自立と持続」を目指し」アジアネット 125 号 4 頁参照）。これは国内外の現地支援型 N G O 共通の課題であり、援助の最前線で長年の実績を持つ当会の今後の動向が注目される。

当会は設立時および創成期からの社員、会員が活動の主軸を担ってきたところ、全体的に高齢化の傾向にあることが持続可能性という点からの最大の課題である。すでに見てきたように、当会では法が要求する組織の意思決定の在り方（ガバナンス）については厳格に守られている。今後若手を活動に引き入れて、現在の価値ある活動を持続していくためには、理事レベルのみならず、若い世代を含む賛助会員らの意見や外部の意見も取り入れて、日常的な活動に反映させるような組織の活性化につながる新しいガバナンスのあり方が求められている。

他方、近年、法人会員の募集や C S R 活動を行う法人からの寄付を使った井戸の贈呈などにも注力しており、組織の持続可能性という点からすれば有望な分野といえる。

また、当会は、チャリティ型の公益法人として、現在の活動資金は会費や寄付のみであるが、一定の金額の資金を永続的に確保していくため、法令順守のもと、法人対象のコンサルティング事業や援助関連商品の販売などの収益活動を行うことも重要な検討課題である。

以上

別紙

【アジア協会設立の礎】

本会の創始者（現専務理事兼事務局長）である村上公彦は、20代前半にインドに留学しました。南部パンガロール地方の農村一帯を廻った時、真夏の渴く大地が体内の水分を奪っていた時、農家の人が、この放浪者をもてなすため、素焼きのかめから水をくみ出し与えました。

その水は冷たくて美味しく渴ける者にとってまさに”生命の水”でした。しかし、この水が農村地帯のどこにでもあるタンクと呼ばれる溜め池の不衛生な水であったことを、数週間後に南インドの病院で知らされました。

腸チフスと診断され入院。日々、病床を見舞ってくれたインドの仲間と農村問題を語らう内に安全な水の重要性を痛感させられました。

その後、アジア協会アジア友の会の前身である「エポス・クラブ」を1970年に設立。インドの西ベンガル地震の被災者の「安全な水」を困窮する姿を見て、「水」の大切さを再認識し、アジア協会アジア友の会の発足に至りました。

【アジア協会の歩み】

1972年 2月	エポス・クラブ結成
1979年 10月	『井戸を贈る運動』としてアジア協会アジア友の会（代表村上公彦）が 発足
1980年 5月	インド・ググリー村に第一号井戸完成
1980年 6月	アジア協会アジア友の会理事会（理事32名）が発足
1981年 8月	インドにて第一回ワークキャンプ実施（以後各国で毎年実施）
1984年 8月	第1回土と水と緑の学校開催
1986年 5月	村上事務局長「国際グリーンスカウト運動」提唱
1986年 10月	国際交流基金 地域交流振興賞受賞
1988年 4月	社団法人 アジア協会アジア友の会設立（初代会長柴谷貞雄）
1988年 5月	大阪府知事表彰 受賞
1988年 7月	外務大臣表彰 受賞
1989年 8月	第1回アジア国際森林研修実施
1989年 12月	第1回毎日国際交流賞 受賞
1990年 5月	第2回総会にて会長柴谷貞雄氏から横井克己氏に交代（第二代会長横井克己）
1990年 10月	第1回アジア国際ネットワークセミナー実施
1994年 4月	フィリピン・パンダン飲料水パイプライン建設着工（全長10km・日本側 工事区間 1999年2月完成）
1995年 1月	阪神神大震災支援活動

1996年 6月	熊野森林文化国際交流会（アジア協会アジア友の会熊野地方部会） 第14回朝日森林文化賞受賞
1999年 4月	フィリピン・パンダン飲料水パイプライン及び簡易水道完成
1999年 4月	「地球の水と緑を大切にしよう！全国縦断ウォーカソン」スタート
1999年 9月	20周年記念式典実施
2000年 5月	第12回総会にて会長横井克巳氏から柴田俊治氏に交代（第三代会長柴田俊治）
2002年 7月	第1回日韓文化交流セミナー開催
2002年 11月	JAFS 水源の森計画スタート
2003年 3月	第3回水フォーラム関連事業「JAFS 国際水シンポジウム」開催
2003年 8月	第20回「土と水と緑の学校」を開催
2004年 10月	JAFS25周年記念式典実施
2004年 12月	スマトラ沖大地震インド洋大津波が発生（その後、インド、インドネシア、スリランカにて緊急・復興支援を実施）
2005年 10月	パキスタン北部大地震発生（その後、緊急支援事業を実施）
2006年 7月	ジャワ島中部大地震発生（その後、緊急支援事業を実施）
2007年 8月	日印友好ユースサミット in India 開催
2007年 11月	バングラデシュ南部にサイクロン「シドル」発生（その後、緊急支援事業を実施）
2007年 12月	日印友好ユースサミット in Japa 開催
2008年 5月	ミャンマーにてサイクロン「ナルギス」発生（その後、緊急支援を実施）
2008年 5月	中国四川大地震発生（その後、被災地の甘粛省天水市にて緊急支援を実施）
2009年 10月	30周年記念パーティー実施
2009年 11月	アジア・ユースサミット開催
2010年 10月	第21回アジア国際ネットワークセミナー開催（大阪、奈良にて）
2011年 3月	東日本大震災発生（その後、宮城県南三陸町にて緊急支援を開始）
2011年 8月	第2回アジア・ユースサミットを開催
2012年 4月	公益社団法人アジア協会アジア友の会設立（内閣府認定）
2013年 8月	第30回「土と水と緑の学校」を開催
2013年 8月	第3回アジア・ユースサミットを開催
2013年 11月	フィリピン台風30号（ハイエン）被災（その後、緊急支援を実施）
2014年 11月	フィリピンハイエンチャリティコンサート（マニラで開催）
2015年 4月	ネパール大地震発生（その後、緊急支援を実施）

【今までの協力実績（2016年3月現在）】

井戸・パイプ
　　1、847基
　　ライン

植林　　約2,494,381本

トイレ　2,397基

学校 / コミ

ユニティー 120棟

センター

里子　　のべ1,016人

給食支援による栄養改善、ストリートチルドレン支援、HIV/AIDS 子ども感染予防、小規模貸付による収入向上、再生可能エネルギー資源活用支援、研究開発による人材育成などを行っている。

【環境事業、環境保全・啓発教育事業】

* 植林・水源涵養林養育支援

今、世界中で年間1,100万ヘクタールから1,800万ヘクタールのスピードで世界の熱帯雨林を中心とする森林が減少している。アジアの農村地区においても、収入源となる薪を得るため木々を切り倒し、また焼畑農法により森林を減少させている。

このような現状を食い止めるため、木々が切り倒され砂漠化が進む大地に植林することにより、緑を増やし森を作ることが急務である。そこでアジア協会は、換金率の高い実のなる木々を植え、村人たちを自立へと促す活動を行っている。

* 環境改善・市民による環境保全運動（国際グリーンスカウト運動）

地球環境保全戦略の一環として、1986年に発足したアジア協会提唱の環境保全市民運動（通称、グリーンスカウト運動）は、現地提携団体を中心に様々な環境における啓発活動が行われている。2015年度は、ネパールにおいて、小学校5校に対して、環境セミナーを実施した。

* 再生可能エネルギー資源活用支援事業

ネパールにおいてバイオガスプラント事業の名のもとに、年々増加する燃料としての木材資源の消費を抑えるため、及び健康上の理由（煙による諸種の弊害、例、眼病の防止等）からバイオガス利用を各家庭に推奨している。薪以外に生活燃料をもたない貧農家族への共同利用奨励事業としている。2015年度は、地震被害のために新設をすることが出来ず、自身により壊れたバイオガスの修繕が急務となりその修繕を228基実施した。

【緊急災害復興支援】

- 1996年 阪神淡路大震災
- 2001年 インド西部地震
- 2005年 スマトラ沖地震インド洋大津波復興支援
- 2005年 パキスタン北部大地震緊急支援
- 2006年 ジャワ島中部大地震緊急支援
- 2007年 バングラデシュ・サイクロン災害緊急および復興支援
- 2008年 中国四川大地震緊急支援
- 2008年 ミャンマー・サイクロン災害緊急支援
- 2009年 フィリピン台風災害復興支援
- 2009年 インドネシア・スマトラ沖地震災害復興支援
- 2011年 東日本大震災緊急支援
- 2011年 タイ洪水災害緊急支援
- 2013年 フィリピン台風「ハイエン」緊急・復興支援
- 2015年 ネパール大地震被災者支援
- 2016年 平成28年熊本地震被災者支援